

平成19年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成19年12月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成19年12月7日 9時31分			議長	坂口久信
	散会	平成19年12月7日 10時00分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	8番	久保 繁幸	9番	末次 利男	10番	山口 光章
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	木下 慶猛	税務課長	桑原 達彦		
	収入役	矢壁 稔	建設課長兼土地改良課長	永渕 孝幸		
	教育長	陣内 碩泰	収入役室長	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	支所長	新宮 義晃		
	企画商工課企画係長	川崎 義秋	農業委員会事務局長	中島 末博		
	財政課長	大串 君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	公民館長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也		
	環境水道課長	土井 秀文				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成19年12月7日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
町長提案 議案第81号～議案第98号
町長の提案理由の説明

午前9時31分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成19年12月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、全員御出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成19年第5回太良町議会定例会第4回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として、8番久保君、9番末次君、10番山口君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る12月5日に議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から12月17日までの11日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から12月17日までの11日間と決定い

たしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について。

まず、議長より報告をいたします。

会議規則第115条の規定により、9月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集4ページの報告書のとおりです。

次に、去る11月30日、東京のNHKホールにおいて開催された第51回町村議会議長全国大会に出席をしましてまいりました。

「真の分権型社会の創造をめざして」のテーマで開催された今回の大会では、まず、「町村の危機的状況を乗り越え、真の分権型社会を創造するため、果敢に行動していくことをここに誓う」との宣言がなされ、地方分権改革の実現や町村税財源確保、議会の活性化など13項目の決議と分権時代に対応した基礎自治体の確立、地方交付税の復元・増額等の2つの特別決議が、そして、地方分権改革の実現に関することなど23の要望事項が満場一致で採択されました。

なお、各地区要望事項には、九州新幹線西九州ルート建設促進や有明海沿岸道路の整備促進も含まれております。

以上、簡略ではございますけれども、報告をいたしますが、本大会の宣言文等お手元に資料を配付しておりますので、後ほどごらんください。

次に、町長より行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。

○町長（岩島正昭君）

それでは、諸報告を申し上げます。

11月26日から上京いたし、全国町村長大会を含め4つの大会等に参加したことを御報告いたします。

まず、全国町村長大会では、地域活性化に向け過疎化が進む農山漁村への総合的な対策や、国・地方税財政の三位一体改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元を国に求めるなど、6項目の決議が採択されました。

まず1つ目が、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、農山漁村の持つ多様な機能を財政需要の算定に反映させるなどその算定方法を見直し、地方交付税総額を復元すること。

2つ目に、町村が自主的・主体的な地域づくりを進めるための安定的な財政運営を行えるよう税源移譲と偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

3つ目には、過疎地域集落を初めとする農山漁村の総合的な対策の充実強化を早急に図るとともに、過疎地域自立促進特別措置法に引き続き、新たな施策を講じること。

4つ目には、少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策を強力に推進すること。
5つ目には、道路特定財源の現行税率を堅持し、市町村に対する配分割合を高めて、その拡充を断行すること。

6つ目には、市町村合併はいかなる形であれ強制しないこと。また、町村がその多様性に
応じ、自主的・自立的に活力と魅力ある地域づくりができるよう、地方分権を確実に推進す
ること。

以上の6項目を決議し、全国の町村長が意を新たにして決意を示したところでございます。

また、全国治水砂防促進大会、水産業振興・漁村活性化推進大会、道路整備の促進を求め
る全国大会等に出席をし、各種要望の実現に向けて意思統一をしたところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（坂口久信君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の議案第81号から議案第98号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さん改めておはようございます。平成19年第5回太良町議会定例会第4回を招集いたし
ましたところ、議員各位におかれましては元気な姿で、しかも、全員の御出席を賜りありが
とうございます。

それでは、議案第81号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

議案第81号は、太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

事務事業の効率化を図るために組織を改編する必要性が生じたため、所要の改正を行うもの
でございます。

次に、議案第82号は、太良町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制
定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、関係する条例等を改
正するものであります。

主な内容は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を促すための環境整備として、
育児のための短時間勤務制度を導入するものであります。

次に、議案第83号は、太良町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてでありま
す。

地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業の実施に関し必要な事項を定めるも

のであります。

内容は、複雑高度化する行政課題に対応できるよう職員の能力開発を促進する観点から、職員みずからの発意に基づいて、職を保有したまま大学等における課程の履修、または国際貢献活動のための休業を認める制度の導入を図るものであります。

次に、議案第84号は、太良町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の修学部分休業の実施に関し必要な事項を定めるものであります。

内容は、複雑高度化する行政課題に対応できるよう職員の能力開発を促進する観点から、職員みずからの発意に基づいて、みずから望む内容を大学等において学習、研究したいと望んでいる職員の意欲にこたえて、学習等の時間について休業を認める制度の導入を図るものであります。

次に、議案第85号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与に関する条例を改正するものであります。

次に、議案第86号は、太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う医療制度改革の一環としての国民健康保険条例の一部改正であり、平成20年4月1日以降から適用される規定についての制定であります。

改正の内容は、1点目が、乳幼児に対する医療費の自己負担軽減の対象者を3歳未満2割から義務教育就学前に拡大するものであります。

2点目が、70歳以上74歳の自己負担割合を1割から2割に引き上げるものであります。ただし、70歳から74歳の窓口負担については、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

次に、議案第87号は、太良町定住促進条例の制定についてであります。

本案は、太良町の定住人口の確保と増加を図るため、町内に定住する者の住宅取得を奨励するための奨励金、補助金を交付するものであります。

内容としては、太良町内に居住するために新築住宅や中古住宅等を取得した方に対して奨励金を交付するものと、住宅団地や集合住宅を開発した方に対して補助金を交付するものであります。このように、奨励金や補助金を交付することにより町外への転居防止や町内への転入促進を図るために今回条例を提出いたしております。

次に、議案第88号から議案第91号までは指定管理者の指定についての関連議案であります。

指定管理者制度導入に伴い、太良町公の施設について、太良町公の施設に係る指定管理者

の指定の手續きに関する条例の規定により、候補者としてそれぞれ次の者を選定いたしました。

1 番目の名称は太良町農村公園で、指定する団体の名称は大川内区です。

2 番目の施設の名称は太良町健康の森公園で、指定する団体の名称は太良町森林組合です。

3 番目の施設の名称は竹崎城址展望台公園で、指定する団体の名称はS I N産業です。

4 番目の施設の名称は太良町特産品等展示販売所で、指定する団体の名称は特定非営利活動法人たらふく館です。

なお、指定の期間は4施設とも平成20年4月1日から平成23年3月31日までです。

公の施設の指定管理者の指定を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第92号は、平成19年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

平成19年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,735,591千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。

予算書の23ページをごらんください。

児童福祉総務費の保育所障害児保育事業費補助金3,519千円は、伊福、多良、松涛の各保育園において、重度及び中度の障害児保育の経費に対する補助金で、各保育園を対象に交付するものであります。

母子福祉費の母子家庭等医療費助成1,280千円の補正は、申請件数の増加と平均支払い額の増額により不足する額を追加補正するものでございます。

27ページをごらんください。

農業振興費の中山間地域等直接支払交付金1,341千円は、対象面積の増や対象区分の変更などによる追加補正であります。

畜産事業費のさが畜産自給力強化対策事業費補助金4,223千円は、今里堆肥利用組合が実施する肥育素牛生産拡大事業に対する補助金であります。

同じく畜産事業費の高齢者等肉牛飼育基金返納金4,184千円と高齢者等肉牛飼育基金繰出金6,608千円の補正は、平成18年度に引き続き行う予算措置で、県単独事業による佐賀県肉用牛特別導入事業へ移行することに伴う補正であります。

次のページをごらんください。

農地費の県営広域農道整備事業費負担金3,150千円の減額は、県営事業費の減額に伴う町負担金の補正であります。

33ページをごらんください。

道路新設改良費の辺地対策事業測量設計委託料5,383千円の減額と、次のページの工事請負費の辺地対策事業5,383千円の増額は、辺地対策事業に係る予算の組み替えであります。

同じく工事請負費の町道新設改良事業2,400千円は、道整備交付金事業に係る町単独事業費の追加補正であります。

港湾管理費の県営港整備交付金事業負担金3,000千円の増額は、県営事業による浚渫費の増額に伴う町負担金の補正であります。

次のページをごらんください。

非常備消防費の備品購入費2,760千円の減額補正は、部の統廃合問題により購入を一時凍結するための予算措置であります。

39ページをごらんください。

農地等災害復旧費3,120千円の追加補正は、8月の台風5号による農地2カ所、施設1カ所の災害復旧費であります。

なお、各歳出予算の人件費に係る補正は、給与改定等による補正であります。

次に、地方債の補正について説明します。

7ページをごらんください。

地方債の追加補正では、台風5号による農地及び農業用施設の災害復旧事業費に対する起債額を追加補正いたしております。地方債の変更では、臨時財政対策債の起債額の確定や事業費の増減に伴う起債額の変更を行っております。

次に、歳入について御説明いたします。

13ページをごらんください。

災害復旧費分担金や次のページの国庫負担金、県負担金、県補助金、15ページの肉牛飼育事業基金繰入金、16ページの雑入で県証紙売払収入、町債では土木債、災害復旧事業債などを各事業の歳出補正額の特定期源として充当をいたしております。

その他の歳入補正では、普通交付税の予算の確定や財源調整による基金繰入金の補正などを行っております。

次に、議案第93号は、平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入から説明いたします。

6ページをごらんください。

国庫負担金の療養給付費負担金1,612千円の減額は、老人保健医療費拠出金1,203千円の増

額及び介護納付金2,815千円の減額に伴うものであります。

国庫補助金の財政調整交付金599千円の追加は、情報データベース購入に係る特別調整交付金等の増額に伴うものであります。

県補助金の財政調整交付金572千円の追加は、疾病予防費増額に伴うものであります。

一般会計繰入金111千円の減額は、乳幼児医療費助成事業費繰入金の事業債の確定に伴うものであります。

歳出は7ページをごらんください。

総務管理費の一般管理費1,380千円の追加は、平成20年度から法改正に伴う国民健康保険の情報データベースとパソコンの購入経費であります。

療養諸費の一般被保険者療養給付費は、一般会計繰入金の減額による財源組み替えであります。

8ページをごらんください。

老人保健拠出金3,832千円の追加は、老人保健医療費拠出金及び老人保健事務費拠出金の額の確定に伴うものであります。

介護納付金の7,990千円の減額は、介護納付金の額の確定に伴うものであります。

保健事業費の疾病予防費840千円の追加は、平成20年度の特定健診事業の健診データ分析ソフト購入経費であります。

次に、議案第94号は、平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入から説明いたします。

6ページをごらんください。

基金繰入金1,343千円の増額補正及び造林事業県補助金1,541千円の増額補正、災害復旧費県補助金441千円の減額補正は、事業費の増減によるものであります。

歳出は7ページをごらんください。

造林事業費の流域公益保全林整備事業委託料4,429千円の増額補正は、事業量の増によるものであります。

被害地等森林整備事業委託料585千円の減額補正は、事業面積が0.5ヘクタール未満のため対象外となり、減額するものであります。

造林事業費の原材料費、これは苗木購入費でございます。312千円の増額補正は、事業量の増に伴うものでございます。

次に、議案第95号は、平成19年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

5ページをごらんください。

医業費用、給与費823千円の増額補正は、医師の人事異動と給与改定によるものであります。

す。

7ページをごらんください。

通所リハビリテーション事業費用の給与費274千円の増額補正は、理学療法士の異動による差額と給与改定によるものであります。

経費238千円の増額補正は、職員の異動及び利用者増によるものであります。

次に、議案第96号は、平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入から説明いたします。

6ページをごらんください。

繰越金1,032千円の減額補正は、前年度繰越金の補正であります。

雑入1,594千円の増額補正は、県道竹崎上田古里線の道路局部改築工事等に伴う移設補償費の補正であります。

歳出は7ページをごらんください。

総務費345千円の増額補正は、給与改定等によるものであります。

消費税600千円の増額補正は、消費税中間申告分の補正であります。

8ページをごらんください。

建設事業費1,370千円の減額補正は、単独工事に係る入札残及び執行残であります。

次に、議案第97号は、平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページをごらんください。

配水及び給水費53千円と次のページの総係費37千円の増額補正は、給与改定に伴うものでございます。

次に、議案第98号は、平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてであります。

4ページをごらんください。

一般管理費57千円の増額補正は、給与改定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章